

支給内容及び支給時期（令和９年４月新入学用）

※令和８年９月時点での予定

項目	金額	支給日
入学準備金	64,300 円	令和９年２月２５日頃 (※令和９年１月３１日までに手続きが完了した方に限ります。入学後に申請された場合、６月１日頃に支給します。)
学用品費等	１学期分：5,670 円 ２学期分：4,320 円 ３学期分：3,240 円	１学期分：令和９年６月１日頃 ２学期分：令和９年１０月２５日頃 ３学期分：令和１０年１月２５日頃
オンライン学習通信費	１学期分：6,250 円 ２学期分：5,000 円 ３学期分：3,750 円	お子さんが通学している学校でタブレット端末を活用した家庭学習の開始後
通学交通費	実費額	特別な教育的配慮により、小学校４km以上・中学校６km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に実費を支給（特別支援学級への通学については、通学距離を問いません。）支給月は７月、１０月、１月
学校病医療費	実費額	学校の指示で治療した学校病※の治療費を、学校長から医療機関に支払い（保護者には支給されません）。 ※トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病
学校生活管理指導表文書費	実費額 (上限３,０００円)	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患、糖尿病に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要。４、５月分は６/２５頃、その他の月は翌月２５日頃支給

※学用品費等とオンライン学習通信費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、お子さんの通っている学校で、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※入学準備金は、入学前に他市町村から入学準備金を受給されている場合、支給対象外となります。ただし、受給額が本市よりも低額だった場合、その差額を支給します。

※生活保護受給世帯は、学校病医療費のみ支給します。その他は生活保護費(教育扶助)に含まれます。

※学校病の治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。

※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象のものについて未納が生じた場合、学校に支払う場合があります。

※小学２年生以降の支給額については、名古屋市公式ウェブサイトの「[未来まなび応援金（就学援助制度）](#)」をご覧ください。ただし、記載されている金額は令和８年９月時点での予定額になります。